

# 豊中市上下水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー等導入検討業務 委託業者募集要領

## 1. 目的

日本は、2020年10月のG20サミットにおいて2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すことを表明した。

さらに、2021年10月には新たに地球温暖化対策計画が策定され、その中では2030年度に向けて、上下水道事業において実施すべき施策例や対策評価指標及び対策効果についてまとめられており、積極的な取り組みが必要となっている。

また豊中市では、吹田市と共同で2021年2月に気候非常事態宣言を行い、地球温暖化対策を広域的に進めることで持続可能な社会を未来につなぎ、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組むことを掲げ、2022年3月に「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」を改訂し、地球温暖化対策の取り組みを進めている。

豊中市上下水道局(以下「局」という。)では、「第2次とよなか水未来構想」において、めざすべき将来像の1つとして「環境にやさしい事業を展開します」を掲げ、再生可能エネルギーの活用などを進めている。

このたび、上下水道事業における環境対策として、上下水道施設の省エネルギー化を図るとともに、未利用の再生可能エネルギーの有効利用について検討を行い、局で設置している「環境推進委員会」や「経営本部会議」における検討資料の作成や事業化へ向けての提案等を行う事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 件名

豊中市上下水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー等導入検討業務

### (2) 実施期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日(金)まで

### (3) 業務内容

別紙「豊中市上下水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー等導入検討業務仕様書」のとおり

### (4) 提案限度額

委託料の上限は24,941,000円。(消費税及び地方消費税を含む)

内訳 (水道事業 17,015,000円。)  
内訳 (下水道事業 7,926,000円。)

## 3. 担当部局所管課

上下水道局経営部経営企画課

## 4. 参加資格

### (1) 参加資格要件

参加資格は、提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消す。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②令和 4 年度豊中市測量及び建設コンサルタント業務の有資格者名簿に登録されている者であること。
- ③本業務委託において、次のア及びイのいずれかに該当する者を管理技術者として配置し得ること。ただし、公告日において、直接的な雇用関係を有している者であること。
  - (ア) 技術士(上下水道部門、電気電子部門、機械部門)のいずれかの資格を有し、技術士法による登録を受けている者
  - (イ) RCCM(上下水道部門、電気電子部門、機械部門)のいずれかの資格を有し、登録証書の交付を受けている者
- ④令和 4 年度(2022 年度)豊中市測量及び建設コンサルタント業務の下水道、上水道及び工業用水道、建築一般のすべての認定を受けていること。また豊中市建設工事等入札参加審査点数算定要領(平成 10 年 7 月 14 日制定)の規定による、豊中市測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格の下水道、上下水道及び工業用水、建築一般のいずれかの審査点が 300 点満点であること。
- ⑤本市から豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。)若しくはその他構成員の統制下にある者でないこと及びその利益となる活動を行ったことがある者でないこと。
- ⑦会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑧平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑨平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑩会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法 附則 第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に

係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

## (2) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案限度額(内訳)を超える提案をしたとき
- ②提案書の内容が、本公募実施要領の示す要件を満たしていない場合
- ③提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- ④提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥提案書の提出がない場合
- ⑦プレゼンテーションに参加しなかった場合

## 5. スケジュール

(1)公募実施要領の公表	令和4年(2022年)4月12日(火)
(2)参加申込書の提出期限	令和4年(2022年)4月19日(火)17時まで
(3)質問の受付期間	令和4年(2022年)4月21日(木)9時から 令和4年(2022年)4月26日(火)17時まで
(4)質問に対する回答	令和4年(2022年)5月10日(火)17時まで
(5)提案書の提出期限	令和4年(2022年)5月17日(火)17時まで
(6)第1次審査(書類審査) ※提案者が6社以上あった場合のみ実施する。	令和4年(2022年)5月19日(木)《予定》
(7)第2次審査(プレゼンテーション) ※時間、場所は後日連絡いたします。	令和4年(2022年)5月下旬《予定》
(8)審査結果の通知	令和4年(2022年)6月上旬発送《予定》
(9)契約の締結	令和4年(2022年)6月中旬《予定》

## 6. 応募の手続き

### (1) 参加表明書の提出

#### 【提出期限】

令和4年(2022年)4月19日(火)17時まで

#### 【提出先及び提出方法】

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階  
豊中市上下水道局 経営部 経営企画課  
持参または郵送(配達記録が残る方法で郵送すること。)

#### 【様式】

参加表明書(様式-1)※豊中市上下水道局ホームページからダウンロードすること。  
※応募申込者欄に記入し、代表者印を押印すること。

## (2) 質問の受付及び回答

### 【受付期間】

令和4年(2022年)4月21日(木)9時から4月26日(火)17時まで

### 【質問方法】

「質問書」(様式-2)を下記の間合せ先に電子メールで送付すること。

### 【間合せ先】

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

メール:keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

### 【質問の回答】

令和4年(2022年)5月10日(火)17時までに電子メールにて全参加事業者に回答する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

## (3) 企画提案書の提出

### 【提出期限】

令和4年(2022年)5月11日(水)9時から令和4年(2022年)5月17日(火)17時まで

### 【提出先及び提出方法】

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

持参または郵送(配達記録が残る方法で郵送すること。)

### 【提出書類】

#### ① 企画提案書の表紙(様式-3)

・必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

#### ② 会社概要(様式-4)

・貴社の概要について、会社名、本社所在地、設立年月日、資本金、直近決算における年間売上高、従業員数、契約する支店・代表者名、主な業務内容及び建設コンサルタントの登録部門の有無を記載すること。

・建設コンサルタントの登録部門を証明する書類として、最新の建設コンサルタントの登録更新の通知書(建設コンサルタント登録規程第5条)の写しを添付すること。

#### ③ 貴社の特徴(任意様式)

・貴社の省エネ・再エネ関連業務などの実施状況や業務体制及び特徴(パンフレット等の使用も可)を記載すること。

#### ④ 貴社の過去10年間の同種業務実績(様式-5)

・貴社が、過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)に、同種実績として上水道又は下水道施設における省エネ・再エネ関連の検討業務及び固定価格買取制度における諸手続き(事業計画申請、接続検討、接続契約、事業計画認定等)の業務を受託した実績がある場合には、履行期間、契約金額、発注者名、業務名称、業務種別及び業務概要を各欄に記載すること。

・なお、実績を証明する書類としてテクリス登録の写しを添付すること。

#### ⑤ 管理技術者の経歴等(様式-6)

・管理技術者の氏名、生年月日、最終学歴、令和4年4月1日現在の所属・役職及び保有資格を記載すること。

・雇用を証明する書類及び保有資格を証明する書類を添付すること。

(注) 技術提案書に記載した管理技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、退職等の理由で変更する場合、同等以上の技術者であることと本市の了解が必要とする。

⑥管理技術者の過去 10 年間の同種業務実績(様式-7)

・管理技術者が、過去 10 年間(平成 24 年度から令和 3 年度まで)に、同種実績として上水道又は下水道施設に関連する業務を受託した実績がある場合には、履行期間、契約金額、発注者名、業務名称、業務種別及び業務概要を各欄に記載すること。

・なお、業務実績を証明する書類としてテクリス登録の写しを添付すること。

⑦照査技術者の経歴等(様式-8)

・照査技術者の氏名、生年月日、最終学歴、令和 4 年 4 月 1 日現在の所属・役職及び保有資格を記載すること。

・雇用を証明する書類及び保有資格を証明する書類を添付すること。

⑧業務体制及び業務工程計画(様式-9)

・本業務の執行にあたり、業務体制及び履行期限までにどのような工程で実施するかを、A4 版・2 枚以内に記載すること。記載方法は自由とする。

(注) 文字サイズ 11 ポイント(図表除く)で記入して下さい。(以下、同じ)

⑨業務の実施方針(様式-10)

・本業務の実施方針について A4 版・1 枚以内に記載すること。記載方法は自由とする。

⑩業務の実施手法(様式-11)

・本業務の仕様書の項目に基づき、業務の実施方法について、A4 版・1 枚以内に記載すること。記載方法は自由とする。

⑪業務の目的に対する提案及び対応(様式-12)

・業務に対する提案及び対応について、A4 版・2 枚程度に記載すること。記載方法は自由とする。

⑫見積書(様式は問わない)

・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。なお、水道事業と下水道事業の内訳を記載すること。

【提出部数及び形式等】

・提出部数:①～⑫は正本 1 部、副本 7 部 (指定様式を使用し、必要書類を添付すること。)

・提出様式:用紙サイズは、A4版(カラー印刷・両面印刷可)、フラットファイルで左綴じすること。

企画提案内容は、文章、表の他にイラスト及び写真等の使用も可能とする。

本文の記載方法等は特に指定しない。

※注意事項

・提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

・企画提案書作成に係る費用は、参加事業者の負担とする。

## 7. 事業候補者の選定方法

### (1) 審査方法

局職員で構成する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を実施し、評価点数の合計(最大 100 点×6 人=600 点)による総合評価で最高点を得た提案者を最優秀

提案者に決定する。

提案者が6者以上あった場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象者として5者を選定する。この場合、一次審査の審査結果を令和4年5月19日(木)《予定》に全提案者へメールにて通知する。

なお、提案者が5者以内の場合はプレゼンテーションの案内のみとなる。

(2) プレゼンテーションの実施

①プレゼンテーションは令和4年(2022年)5月下旬を予定している。(時間、場所については別途連絡します。)プレゼンテーションでスクリーンは局で用意することとし、プロジェクター等を使用する場合は、パソコンその他の使用機器等は提案者が用意するものとする。

②当日の出席者は3名以内とする。

③プレゼンテーションでは技術提案書として提出した資料の他に、提案内容を補足する資料としてパワーポイント等の資料の使用・配布を許可する。

④プレゼンテーション終了後、審査委員より質問を行う場合がある。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom等によるオンライン形式での実施に変更する可能性がある。

(3) 審査項目

公募型プロポーザル方式 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	評価点	備考
書類審査 1～4			
1 会社要件等			
①技術登録部門	下記の順位で評価する。 ①上水道及び工業用水道部門、下水道部門、電気電子部門、機械部門のうち3部門以上の登録がある ②上水道及び工業用水道部門、下水道部門、電気電子部門、機械部門のうち2部門以上の登録がある ※本市又は国土交通省に対して建設コンサルタントの部門登録を行っていること。 ※①又は②を満たさない場合は特定しない。	10	様式-4

②過去 10 年間の同種業務の実績	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①上水道又は下水道施設における省エネ・再エネ関連の検討業務及び固定価格買取制度における諸手続き(事業計画申請、事業計画認定、接続検討、接続契約等)の業務実績が 5 件以上</p> <p>②上水道又は下水道施設における省エネ・再エネ関連の検討業務及び固定価格買取制度における諸手続き(事業計画申請、事業計画認定、接続検討、接続契約等)の業務実績が 4 件以下</p> <p>※実績については省エネ・再エネ関連の検討業務及び固定価格買取制度における諸手続きで各 1 件以上あること。</p> <p>※上記の実績については同一業務に限らない。</p> <p>※①又は②を満たさない場合は特定しない。</p>	10	様式-5
2 予定技術者の経験・能力			
①技術者資格、その専門分野の内容(管理技術者)	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士(上下水道部門又は環境部門及び電気電子部門又は機械部門)の資格とエネルギー管理士の資格を有する</p> <p>②技術士(上下水道部門又は環境部門及び電気電子部門又は機械部門)の資格を有する</p> <p>③技術士(上下水道部門、環境部門、電気電子部門、機械部門のいずれか)の資格を有する</p> <p>④RCCM(上下水道部門、電気電子部門、機械部門のいずれか)の資格とエネルギー管理士の資格を有する</p> <p>⑤RCCM(上下水道部門、電気電子部門、機械部門のいずれか)の資格を有する</p> <p>※①から⑤のいずれかを満たさない場合は特定しない。</p>	10	様式-6
②過去 10 年間の同種の実績	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務(上水道又は下水道施設に関連する委託業務)の実績が 5 件以上。</p> <p>※実績については上水道及び下水道で各 1 件以上あること。</p> <p>② 同種業務(上水道又は下水道施設に関連する委託業務)の実績が 4 件以下。</p> <p>※実績については上水道及び下水道で各 1 件以上あること。</p> <p>※①又は②を満たさない場合は特定しない。</p>	5	様式-7

③技術者資格、その専門分野の内容(照査技術者)	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 技術士(上下水道部門又は環境部門及び電気電子部門又は機械部門)及びエネルギー管理士の資格を有する</p> <p>② 技術士(上下水道部門又は環境部門及び電気電子部門又は機械部門)の資格を有する</p> <p>③技術士(上下水道部門、環境部門、電気電子部門、機械部門のいずれか)の資格を有する</p> <p>④RCCM(上下水道部門、電気電子部門、機械部門のいずれか)の資格とエネルギー管理士の資格を有する</p> <p>⑤RCCM(上下水道部門、電気電子部門、機械部門のいずれか)の資格を有する</p> <p>※①から⑤のいずれかを満たさない場合は特定しない。</p>	5	様式-8
3 見積価格			
①見積価格による評価	<p>以下の方法で得点を算定する。</p> <p>①参加者の中で、提案価格書に記載された提案価格が最低の者に、配点である10点を付与する。</p> <p>②上記以外の参加者の得点は、最低提案価格との比率をもって小数第3位を四捨五入し、少数第2位まで求める</p> <p>※提案価格評価点=配点(10点)×最低提案価格/当概提案価格</p>	10	見積書
4 減点項目			
①過去3年以内の処分歴	<p>公募開始日から過去3年以内に豊中市から業務停止処分を受けている。</p>	-10	
プレゼンテーション審査 5~6			
5 実施体制・方針			
①業務遂行の実現性	実施体制及び工程表から業務遂行の実現性が高い場合に評価する。	10	様式-9
②業務理解度、実施手順	業務の目的及び作業内容の理解、作業手順の妥当性が高い場合に評価する。	10	様式-10 様式-11
6 技術提案			



①専門技術力の確認	専門的な知識を有すると伺える場合に評価する。	10	様式-12
②業務への取組意欲	提案内容に関する補足説明が明確であり、また取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	10	
③提案内容の評価	本業務の目的に対して、業務の重要度・難易度を考慮した提案となっている場合、提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける実績等が明示されている場合、高い専門知識を有する検討手法等の提案がある場合、市にとって有意と考えられる提案がある場合に評価する。	10	

## 8. 事業候補者の決定及び審査結果通知

- (1) 令和4年(2022年)6月上旬頃に事業候補者を決定し、審査結果はすべての提案者に通知文書を送付する。
- (2) 事業候補者としての決定の取り消し  
事業候補者が本公募実施要領の定める応募者の参加資格要件に適合しなくなった場合や違反をした場合。
- (3) 事業候補者の繰り上げ  
事業候補者を取り消し処分とした場合、次点者と協議の上、事業候補者とする。

## 9. 参加の辞退

企画提案書を提出後、審査を辞退する意向のある場合には、速やかに問い合わせ先まで連絡し、「企画提案辞退届」(様式-13)を持参、または配達証明付書留郵便により送付すること。

## 10. 公表

決定した事業候補者については、豊中市上下水道局ホームページにおいて公表する。なお、審査内容や結果に関する異議は認めない。

## 11. 契約の締結

- (1) 事業候補者は、企画提案内容に基づき、局と協議の上、委託契約の手続きを行うものとする。なお、事業予定者と契約に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約する。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに局と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 契約に当たっては、豊中市上下水道局会計規則第46条により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となる。ただし、同規則第47条各項のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) 契約書については、水道事業、下水道事業を合わせた一つの契約書とする。
- (5) 当該事業について、局の了解なしに他者に再委託することはできないものとする。

## 12. 情報公開

本実施要領及び事務における透明性を確保するため、豊中市情報公開条例(平成13年条例第28号)第5条に基づく開示請求があった場合は、原則として次に掲げる事項について公開するものとする。

- (1) 参加者全員の商号又は名称
- (2) 事業予定者の商号又は名称
- (3) 参加資格要件を有すると認められなかった者の商号又は名称及びその理由

## 13. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合がある。
- (2) 公募は本実施要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、豊中市条例、その他関係法令等の定めるところによるものとする。
- (3) 本提案等に対する参加報酬は無く、企画提案書類の作成に要した費用、旅費、その他参加に要した経費については、提案者の負担となる。

## 14. 問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局3階

豊中市上下水道局 経営部 経営企画課

TEL:06-6858-2921 FAX:06-6858-4883

E-mail:keiki@suidou.city.toyonaka.osaka.jp